

兵庫県公報

平成28年12月28日 水曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する等の管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程	4

企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する等の管理規程をここに公布する。

平成28年12月28日

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

兵庫県企業庁管理規程第7号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する等の管理規程

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16項」を「第30条」に改め、同条第16項第1号を次のように改める。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育、又は配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者の定める者をいう。第5条の2第4項において同じ。)であって、負傷、疾病若しくは老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

第3条第17項中「であって職員と同居(職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む)しているもの」を「(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」に改め、同項第3号中「第12条第1項において同じ。」を削り、同条第28項の見出しを削り、同条第30項及び第31項を削り、同条第32項を同条第30項とする。

第5条の2第1項中「小学校就学」を「管理者は、小学校就学」に、「勤務することを要しない」を「勤務させてはならない」に、同条第2項中「3歳に満たない子」を「管理者は、3歳に満たない子」に、「することを要しない」を「させてはならない」に、同条第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子」に、「することを要しない」を「させてはならない」に、同条第4項前段中「第1項及び前項」を「前3項」に、「第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)」を「要介護者(配偶者等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)」に改め、同項後段中「とあり、及び」を「とあるのは「要介護者(第4項に規定する要介護者をいう。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第8条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 介護時間

第11条第1項の表8の項中「親」の右に「(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。))を含む。」を加える。

第12条を次のように改める。

(介護休暇)

第12条 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

5 前条第3項の規定は、介護休暇について準用する。

第12条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第12条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日又は第11条第2項に規定する育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間又は当該育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

5 第11条の2第3項の規定は、介護時間について準用する。この場合において、同項中「その期間の勤務しない」とあるのは、「その勤務しない」と読み替えるものとする。

第14条の見出し及び同条第1項中「介護休暇」の右に「、介護時間」を加え、同条第3項中「介護休暇」の右に「又は介護時間」を、「第12条第1項」の右に「又は第12条の3第1項」を加える。

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第8号中「第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」に、「同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。))」を「同条第1号に規定する養育里親である者のうち、同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができないもの」に改める。

(企業職員の服務に関する規程の一部改正)

第3条 企業職員の服務に関する規程(昭和56年企業庁管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「年次休暇、病気休暇、特別休暇、育児部分休暇、介護休暇若しくは組合休暇(以下これらを「休暇」という。))」を「企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年企業庁管理規定第1号)

第 8 条第 1 項各号に掲げる休暇（以下「休暇」という。）に改める。

様式第 6 号中「年次休暇、病気休暇、特別休暇、育児部分休暇、介護休暇、組合休暇又は欠勤の別」を「休暇又は欠勤の別（休暇の場合は、休暇の種類）」に改める。

（企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 3 条第 3 項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の廃止）

第 4 条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 3 条第 3 項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成14年企業庁管理規程第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成29年4月1日から施行する。（企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）
- 2 当分の間、第 1 条の規定による改正後の企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の勤務時間規程」という。）の規定の適用については、改正後の勤務時間規程第 3 条第 3 項中「職員（）」とあるのは「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。第16項第 1 号及び第 5 条の 2 第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子の養育、又は配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者をいう。第16項第 1 号及び同条第 4 項において同じ。）であって、負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員（）」と、同条第16項第 1 号中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。第 5 条の 2 第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子」とあるのは「小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する 1 学齢児童」と、「配偶者等（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者の定める者をいう。同条第 4 項において同じ。）」とあるのは「配偶者等」とする。
- 3 前項の規定により読み替えられた改正後の勤務時間規程第 3 条第 3 項の管理者が定める者は、同条第17項各号に掲げる者（同項第 2 号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。
- 4 第 1 条の規定による改正前の企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第14条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、附則第 1 項に掲げる施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係る第 1 条の規定による改正後の勤務時間規程第12条第 1 項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）については、管理者は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して 6 月を経過する日までの日）に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 5 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、管理者に対し行わなければならない。
- 6 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第 4 項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第 5 項の申出に基づき前項若しくは附則第 9 項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第 9 項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、管理者に対し申し出なければならない。
- 8 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 9 附則第 6 項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、平成29年 1 月 1 日から附則第 5 項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第 5 項の申出に基づき附則第 6 項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第 7 項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり改正後の勤務時間規程第14条第 3 項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、

施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

10 附則第5項の指定期間の指定の申出は、施行日前においても行うことができる。

病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成28年12月28日

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第11号

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び病院事業職員の服務に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16項」を「次条」に改め、「除く。」の右に「以下この条において同じ。」を加え、同条第16項第1号中「又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する1学齢児童（職員と法律上の親子関係がある子（養子を含む。）を養育する子をいう。）を」（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第11条第1項、第12条第1項及び第2項において同じ。）若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子」に改め、「同様の事情にある者を含む。」の右に「以下この号において同じ。」を加え、「又は職員と同居（職員が要介護者の居住している住居に泊まり込む場合等を含む。）する祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子をいう。第21条第1項において同じ。」を「祖父母、孫、兄弟姉妹、若しくは職員と同居（職員が第13条に規定する要介護者の居住している住居に泊まり込む場合等を含む。）する父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子をいう。第13条において同じ。」に、「疾病又は」を「疾病若しくは」に改める。

第4条に見出しとして「（1月単位の変形労働時間制）」を付し、同条第1項中「週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる」を「月の1日から末日までの1月を平均して1週の所定労働時間が38時間45分を超えない範囲内においてあらかじめ勤務時間を割り振ることにより、各勤務時間及び週休日の割り振りを行うことができる」に改める。

第11条第5項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求に係る育児休業法第2条第1項において子に含まれるとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第11条第5項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第12条第2項中「当該請求に係る一の期間の初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）から起算して1年を経過する日までの間において150時間（当該職員が、時間外勤務の制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求をした場合にあっては、一月当たり24時間かつ当該請求に係る期間について150時間）」を「1月について24時間、1年について150時間」に改め、第12条第8項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ第1項又は第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

第13条を次のように改める。

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第13条 前2条（第11条第1項各号並びに第5項第3号及び第4号並びに前条第8項第3号及び第9項各号を除く。）の規定は、要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第11条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者（第13条に規定する要介護者をいう。第5項、第12条第1項、第2項及び第8項において同じ。）のある職員が、当該要介護者を介護する」と、同条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、第12条第1項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護する」と、第12条第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する職員が、当該要介護者を介護する」と、同条第8項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同条第9項中「次の各号」とあるのは「第13条において読み替えて準用する第12条第8項第1号又は第2号」と、「これら」とあるのは「第13条において読み替えて準用する第12条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

第17条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 介護時間

第20条第8号中「親」の右に「(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。))を含む。」を加える。

第21条第1項中「配偶者等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改め、「介護をするため、」の右に「管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第5項中「の範囲内とする」を「(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間（第21条の2第1項に規定する「介護時間」をいう。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第4項を第10項とし、第3項を第9項とし、第2項の次に次の6項を加える。

- 3 第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、管理者に対し行わなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第1項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、管理者に対し申し出なければならない。
- 6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を

指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第23条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第21条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第21条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日又は職員の子育て支援に関する条例（平成21年条例第15号）第23条第1項に規定する育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間又は当該育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

5 第20条の2第3項の規定は、介護時間について準用する。この場合において、同項中「その期間の勤務しない」とあるのは、「その勤務しない」と読み替えるものとする。

第23条の見出し及び第1項中「介護休暇」の右に「、介護時間」を加え、同条第2項中「、介護休暇」及び「第21条第1項に定める場合、」を削り、同条に次の1項を加える。

3 管理者は、介護休暇又は介護時間の請求について、第21条第1項又は第21条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第25条の見出し中「介護休暇」の右に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の右に「又は介護時間」を加え、同条第2項中「前項の」の右に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「第21条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の右に「（当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間）」を加える。

第26条第1項中「同項の」の右に「規定により介護休暇の」を加え、同条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

（病院事業職員の服務に関する規程の一部改正）

第2条 病院事業職員の服務に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「年次休暇、病気休暇、特別休暇、育児部分休業、介護休暇若しくは組合休暇（以下これを）」を「病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年病院局管理規程第14号）第17条各号に掲げる休暇（以下）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第9項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正前の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第23条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第21条第1項に規定する指定期間（以下「指定

- 期間」という。)については、管理者は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。
- 3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を休暇簿に記入して、管理者に対し行わなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 第1項に規定する職員(以下「職員」という。)は、第2項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、管理者に対し申し出なければならない。
- 6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は附則第3項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第23条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 附則第3項の指定期間の指定の申出は、施行日前においても行うことができる。
(病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)
- 9 第20条第1項第8号中「第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」に、「同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)」を「同条第1号に規定する養育里親である者のうち、同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができないもの」に改める。
(病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)
- 10 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程(平成28年兵庫県病院局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。
附則第2項中「配偶者等」(子の養育)を「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下、この項、第16項第1号、第11条第1項、第12条第1項及び第2項において同じ。)若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育、」に、「又は職員と同居(職員が要介護者の居住している住居に泊まり込む場合を含む。)する祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者」を「祖父母、孫、兄弟姉妹、又は職員と同居(職員が第13条に規定する要介護者の居住している住居に泊まり込む場合等を含む。)する父母の配偶者」に改め、「配偶者の子をいう。」の右に「第16項第1号及び第13条第1項において同じ。」を加え、「定めるもの」を「定めるもの」と、同条第16項第1号中「子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。第11条第1項、第12条第1項及び同条第2項において同じ。)」とあるのは「子」と、「配偶者等(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹、若しくは職員と同居(職員が第13条に規定する要介護者の居住している住居に泊まり込む場合等を含む。)する父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子をいう。第13条第1項において同じ。)」とあるのは「配偶者等」に改める。